

**【武豊町立東大高保育園】**

**乳児等通園支援事業**

**重要事項説明書**

【東大高保育園】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）  
重要事項説明書

令和8年4月1日現在

1 事業の運営主体

事業者の名称	武豊町
事業者の所在地	愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
事業者の連絡先	0569-72-1111
代表者氏名	武豊町長 鳥羽 悠史

2 施設の概要

種別	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	余裕活用型
施設名称	武豊町立東大高保育園	
施設所在地	愛知県知多郡武豊町大字東大高字中池下1番7	
施設の連絡先	TEL 0569-72-1354 FAX 0569-47-5118	
管理者氏名	園長 中島 由香	
開設年月日	令和7年4月1日	

3 利用対象年齢と1時間当たりの利用定員

0歳6か月～満3歳未満（3歳の誕生日の前々日までの利用が可能）

定員	0歳	1歳	2歳	計
	2人	2人	1人	5人

利用定員について、保育所の入所状況によっては変動することがあります。

## 4 事業の目的と運営方針

### (1) 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て家庭に対して支援する。

### (2) 運営方針

良質な水準かつ適切な内容の乳児等通園支援を提供するにあたり、利用するこどもが、その健全な心身の発達を図るとともに、最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することを目的とする。

## 5 提供する乳児等通園支援の内容

### (1) 乳児等通園支援の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じて、利用する子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて支援をし、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

### (2) 給食・おやつの提供

給食・おやつの提供を行います。

給食について、0歳児、アレルギーをお持ちの方には提供いたしません。

《アレルギー対応について》

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年4月厚生労働省）に基づき、適切な対応に努めています。

事前面談時にアレルギーの有無などお子さんに関する情報を聞き取ります。

### (3) 持ち物

《食事・おやつ（午前のおやつもあります）》

・おしぼり 3枚（給食、おやつの時汚れた手や口を拭きます）

エプロン 3枚、ビニール袋（使ったおしぼり、エプロンをいれます）

手拭きタオル

《着替え（季節に合わせたもの3組程度）》

- ・下着（シャツ、パンツ、靴下等）、服（ズボン、またはスカート、トレーナー、Tシャツ等

《昼寝寝具》

- ・敷ぶとん、掛けぶとん（暑い時は、タオルケット）、おねしょシート、枕、パジャマ、布袋（昼寝用具が入る大きさのもの）

《その他》

- ・帽子、おむつ（必要分）、汚れたおむつを入れるビニール袋、おしり拭きティッシュ、上靴

※持ち物には、必ず名前を書いてください。

※夏期は、水分補給のため水筒をもってきていただくこともあります。

※毎日、その日の体調と体温、便の有無をお聞きします。検温をしてきてください。

## 6 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	職務の内容	備考
園長 (管理者)	1 人	1 人	0 人	保育所を統括し、所属職員を監督します。	
保育士	3 人	3 人	0 人	乳児等通園支援に従事します。	保育所と兼務

※保育士について常勤、非常勤は保育体制によって異なります。

## 7 利用時間等

事業実施日時	月曜日から金曜日 午前9時30分から正午
閉所日	・日曜日及び土曜日 ・国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで ・その他町長が特に必要と認める日
利用方法	月10時間まで利用可能(1日当たり2時間30分×4日)

※地震や台風等の非常災害、または感染症の発生など、重大かつ緊急の状況が生じた場合には、閉所となることがあります。

※提供時間内であっても、施設の状況により利用できない場合があります。

## 8 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

乳児等通園支援の質の確保及び向上を図るため、次の費用をご負担いただきます。

### (1) 使用料

区分	利用料 (1時間当たり)	内容及び負担を 求める理由
生活保護世帯	0円	施設利用にあたって いただくもの
市町村民税所得割額 77,101円未満 の世帯	100円	
上記以外の世帯	300円	

- ・ 4月から8月利用分⇒前年度分の市町村民税所得割をもとに計算  
9月から3月利用分⇒当該年度分の市町村民税所得割をもとに計算
- ・ 原則、利用児童と同一の世帯に属して、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税の合計額により決定します。
- ・ 所得割額は、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除がある場合は、控除前額とします。

### (2) 実費徴収

費目	金額(1食当たり)	内容及び負担を求める理由
給食費(副食費)	200円	施設利用時に提供した給食代を ご負担いただくもの
主食代	38円	

※おやつのみ提供の場合は、給食費は発生いたしません。

### (3) 利用料金の支払い方法

利用料金が確定後、納付書を送付しますので指定の納付場所にてお支払いをお願いします。

## 9 利用開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### (1) 利用開始

利用開始前にお子さん・保護者との面談を行い、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、お子さんの特徴（家庭での過ごし方、離乳や食事・アレルギーの情報など）や保護者の意向等を把握します。

本説明書に記載の重要事項を説明し、同意を得た後に、利用を開始します。

### (2) 利用終了

次の場合は、利用を終了します。

- ・満3歳に達したとき（満3歳の誕生日の前々日まで利用可能）。
- ・保育所等（保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所）、企業主導型保育事業所、幼稚園への通園が決定したとき。
- ・保護者が利用終了を申し出たとき。
- ・やむを得ない事由により、支援事業を実施することが困難と認められるとき。

### (3) 利用に当たっての留意事項

利用の予約は、60日前からこども誰でも通園制度総合支援システム上で受け付けます。

ただし、武豊町以外に居住する方は利用希望日の30日前から受付開始となりますのでご注意ください。

利用予約のキャンセルは、武豊町が定めるキャンセルポリシーに則り処理します。

### (4) 健康管理、病気のと時の対応

- ・病気や体調の悪い場合は、利用をご遠慮願います。お子さんの状況や感染症により、利用をお断りする場合があります。
- ・登所後に、発熱やひどい咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合には連絡をさせていただきます。
- ・お薬は原則としてお預かりしません。

## 10 キャンセルポリシー

1. 「こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「システム」という。）にて利用予約を行った時点（仮予約）より当キャンセルポリシーの対象となります。
2. 施設の利用承諾をもって予約確定となります。
3. 予約の変更やキャンセルについては、システムにて行ってください。なお、予約を変更する場合は、一度予約をキャンセルし、再度利用の予約を行ってください。
4. 利用当日のキャンセル（お子さんの体調不良等、予期しない当日キャンセルを含む）については、速やかに利用施設へ連絡してください。当日キャンセル・無断キャンセルの場合、施設ではお預かりする準備を整えているため、本事業を利用したものとみなし、利用時間は消費され、使用料、給食費（副食費）、主食代を徴収します。
5. 利用開始時間に遅れた場合や、急な体調不良等によりお迎えの時間が早まった場合においては、利用時間、使用料、給食費（副食費）、主食代については、予約時間どおりの消費、徴収とします。
6. 利用終了予定時刻を超えた場合は、30分の利用をしたものとみなします。その後もお迎え時間まで30分ごとに利用料が発生し、利用時間も消費されます。月の利用上限を（10時間）超えている場合は、30分ごとに使用料が発生します。
7. 利用の無断キャンセルは、施設や他の利用者の迷惑となりますので、お控えください。
8. 度重なる無断キャンセルや予約変更、送迎の遅れが悪質と判断した場合は、本事業の利用をお断りする場合があります。

## 11 緊急時における対応

乳児等通園支援の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	半田消防署武豊支署
所在地	愛知県知多郡武豊町字南中根4番地3
電話番号	0569-73-0119

【管轄する警察署】

警察署名	半田警察署
所在地	愛知県半田市出口町1-31
電話番号	0569-21-0110

## 1.2 非常災害時の対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常時災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長 中島 由香
消防計画届出年月日	東大高保育園に準じる
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。

## 避難場所と指定避難所

避難場所 (緊急的に避難する場所)	東大高保育園 園庭・2階
指定避難所	富貴中学校

### 1.3 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	杉浦 育子 (園長補佐)・米満 久美子 (主任保育士)
相談・苦情解決責任者	中島 由香 (園長)
第三者委員	民生委員・児童委員

### 1.4 虐待の防止のための措置について

子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じています。

- ・人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備
- ・職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止
- ・職員に対し、虐待の防止・人権に関する研修の実施
- ・その他虐待防止のために必要な措置

### 1.5 個人情報の取り扱い

職員及び職員であった者が知り得た公人情報や秘密は、法令により必要な場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

乳児等通園支援の提供にあたり、利用申込者に対して本書面に基づいて、乳児等通園支援の利用に関する重要事項を説明いたしました。

年 月 日

事業所名称 武豊町立東大高保育園

住所 愛知県知多郡武豊町大字東大高字中池下1番7

説明者 職名 園長

氏名

私は、本書面に基づいて、武豊町立東大高保育園が提供する乳児等通園支援の内容等重要事項の説明を受け、武豊町立東大高保育園が提供する乳児等通園支援を利用することについて、同意いたします。

年 月 日

申請者(保護者名)

住所

氏名

(利用児童の氏名 )

(利用児童との続柄 )

## 個人情報使用同意書

私は、特定乳児等通園支援の提供に際して、利用子ども及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 他の保育所等へ入所する場合において、施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 円滑な利用につなげるため、子どもの過ごし方等の情報に関して、国の総合支援システムに記録し、システム上で同意を得た事業者間で共有すること。
- ・ 新聞社・ケーブルテレビへの情報提供及び収集を行うこと。
- ・ 活動中に撮影した写真等を広報掲載等で使用すること。

武豊町長 様

年 月 日

申請者(保護者名)

住 所

氏 名

(利用児童の氏名 )

(利用児童との続柄： )